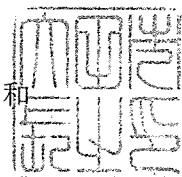


大田市告示第24号

大田市が設置する特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用の額（平成27年大田市告示第144号）の一部を次のとおり改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和4年3月18日

大田市長 楫野弘和



別表（第1項関係）を次のように改める。

別表（第1項関係）

(1) 大田市立大田幼稚園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号・2号	4歳以上児	53,110円（68,230円）
	3歳児	68,230円

(2) 大田市立大田保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	43,500円（50,800円）
	3歳児	50,800円（103,400円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	53,600円（61,000円）	48,000円（55,300円）
	3歳児	61,000円（116,500円）	55,300円（110,900円）
3号	1、2歳児	116,500円（190,700円）	110,900円（185,100円）
	乳児	190,700円	185,100円

(3) 大田市立川合保育園、大田市立波根保育園及び大田市立温泉津保育所

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	68,500円（75,800円）
	3歳児	75,800円（128,400円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	85,800円 (93,100円)	73,000円 (80,300円)
	3歳児	93,100円 (148,500円)	80,300円 (135,900円)
3号	1、2歳児	148,500円 (222,700円)	135,900円 (210,100円)
	乳児	222,700円	210,100円

(4) 大田市立池田保育園及び大田市立水上保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	117,200円 (124,500円)
	3歳児	124,500円 (176,900円)

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	147,100円 (154,400円)	121,700円 (129,000円)
	3歳児	154,400円 (209,900円)	129,000円 (184,400円)
3号	1、2歳児	209,900円 (284,000円)	184,400円 (258,600円)
	乳児	284,000円	258,600円

(5) 大田市立鳥井保育園及び大田市立静間保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	65,200円 (72,600円)
	3歳児	72,600円 (125,100円)

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	80,000円 (87,400円)	69,700円 (77,100円)
	3歳児	87,400円 (142,800円)	77,100円 (132,600円)
3号	1、2歳児	142,800円 (217,000円)	132,600円 (206,800円)
	乳児	217,000円	206,800円

備考

- この表において、「認定区分」又は「1号」、「2号」若しくは「3号」とは、それぞれ公定価格告示第1条第10号に規定する認定区分又は同号イからハマまでに規定する一号、二号若しくは三号をいう。

- 2 この表において、「年齢区分」又は「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」若しくは「乳児」とは、それぞれ公定価格告示第1条第11号に規定する年齢区分又は同号イからニまでに規定する4歳以上児、3歳児、一、二歳児若しくは乳児をいう。
- 3 この表において、「標準時間認定」又は「短時間認定」とは、それぞれ公定価格告示第1条第44号に規定する保育標準時間認定又は保育短時間認定をいう。
- 4 当該支給認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合の当該年度中の特定教育・保育等に要する費用の額は、( )内の額とする。